

小金井市事業者物価高騰等対応支援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰、中東情勢悪化等に伴い事業活動に影響を受けている小金井市（以下「市」という。）内の中小企業者等に対して、市内における経済活動の維持及び事業継続への支援として、小金井市事業者物価高騰等対応支援金支給事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）又は中小企業者以外の法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のものをいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業者が所有している者
- (3) 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、市とする。

2 市は、事業の全部又は一部について適当と認める者に委託することができる。

(支給対象者)

第4条 事業により小金井市事業者物価高騰等対応支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 令和8年10月1日以前の日から法人にあつては市内に事業所を有し事業を継続していること、個人にあつては市内に主たる事業所の所在地を有して事業を継続していること、主たる収入が事業による収入であること、かつ、被扶養者でないこと。
- (2) 市税の納税義務者であつて、申請日以前に納期が到来している市税及びその延滞金に滞納がないこと。ただし、徴収猶予がされている場合又は分割納付の誓約がされており、履行が確実に行われている場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としてしない。

- (1) 国、独立行政法人及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 小金井市暴力団排除条例（平成24年条例第47号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者又はそれらと密接な関係を有する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同法第2条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (6) 事業を行うに当たって必要な許認可等の届出を行っていない者
- (7) その他市長が適当でないと認める者
（支援金の支給額）

第5条 支援金の支給額は、1事業所につき5万円とする。

（申請）

第6条 支援金の申請は、市長が別に定める期間内に、小金井市事業者物価高騰等対応支援金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 次のアからウまでに掲げるいずれかの書類

ア 法人にあつては、直近の事業年度の確定申告書別表1の控え及び法人事業概況説明書の控えの写し。ただし、創業後確定申告時期が未到来の場合は、法人設立・設置届出書又は履歴事項全部証明書（設立日が令和8年10月1日以前のもの）の写し（3か月以内に発行したもの）

イ 個人で青色申告を行っている場合にあつては、令和7年分の確定申告書第1表の控え及び所得税青色申告決算書の控えの写し。ただし、創業後確定申告時期が未到来の場合、個人事業の開業・廃業届出書の写し（開業日が令和8年10月1日以前のもの）

ウ 個人で白色申告を行っている場合にあつては、令和7年分の確定申告書第1表の控え及び収支内訳書の控えの写し。ただし、創業後確定申告時期が未到来の場合、個人事業の開業・廃業届出書の写し（開業日が令和8年10月1日以

前のもの)

(2) 事業所の所在地が証明できる書類の写し（前号に掲げる書類で所在地の確認ができる場合を除く。）

(3) 支援金を振り込む口座の情報が確認できる書類

(4) 誓約書（様式第2号）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請書兼請求書及びこれに添付すべき書類は、電子情報処理組織を使用する方法その他市長が適当と認める電子的方法により提出することができる。

3 前項の規定により提出された申請書兼請求書及び添付書類は、書面により提出されたものとみなす。

（支給の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による支援金の申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の場合において適正な支給を行うために必要があるときは、支援金の申請に係る事項につき、条件を付して支援金の支給を決定することができる。

3 市長は、支援金の支給の決定をしたときは、小金井市事業者物価高騰等対応支援金支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、支給の決定をした支給額を申請者が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

4 市長は、支援金の不支給を決定したときは、小金井市事業者物価高騰等対応支援金不支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（証拠書類の提出）

第8条 市長は、予算の執行の適正化を図るため、調査の必要があると認めたときは、申請者に対し、支援金の申請に係る証拠書類の提出を求めることができる。

（支給の決定の取消し）

第9条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 支援金の支給の決定に付した条件その他この要綱に違反したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

（支援金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、返還期限を定

めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年10月15日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に関し必要な委託契約の締結その他の必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。